

鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第75号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項又は第2項に規定する道路及び児童生徒が通学のため利用する道で、市が管理するものをいう。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。